

国 不 動 第 9 号
国 水 環 防 第 16 号
国 水 下 流 第 17 号
令 和 2 年 7 月 17 日

各都道府県不動産業主管部局長
各都道府県水防担当部局長
各都道府県、政令指定都市 下水道担当部局長 あて

国土交通省不動産・建設経済局 不 動 産 業 課 長

水管理・国土保全局 河 川 環 境 課 長

下水道部流域管理官
(公 印 省 略)

水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）

平成30年7月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、「水害ハザードマップの周知に関する不動産関連団体への協力について（依頼）」（令和元年7月26日国土動第47号-2、国水環第36号-2、国水下流第9号）を発出し、宅地建物取引業者より、水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップの入手方法や内容等について問い合わせ等があった場合には、適切に対応するようご協力をお願いしているところです。

今般、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

当該事項の説明にあたっては、宅地建物取引業者が、各市町村のウェブサイトに掲載されている水害ハザードマップを印刷し、当該水害ハザードマップに当該宅地又は建物の所在地を示したものを当該宅地又は建物の購入者等に交付すること等としております。

つきましては、下記の事項を含め、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう、留意いただきますようお願いいたします。また、改めて水害ハザードマップの住民等への普及・周知に努めるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

記

- (1) 常に最新の水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを当該市区町村のウェブサイトに掲載しておくこと。
- (2) 市区町村が水害ハザードマップを新たに作成又は変更した時は、別紙を参考に、遅滞なく関係機関へその旨を周知すること。
- (3) 宅地建物取引業者及び購入者等からの問い合わせに係る窓口を明確化するとともに、問い合わせに対して、迅速かつ適切に対応すること。
- (4) 「不動産関連団体の研修会等の場における水害リスクに関する情報の解説等について（依頼）」（平成31年4月26日国土動第9号-1、国水環第2号）のとおり、引き続き、不動産関連団体の求めに応じ、不動産関連団体が開催する研修会等の場へ職員を派遣するなど、水害リスクに関する情報の解説等に努めること。